

別紙様式第12号(第25条第1項関係)

第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 附属明細書

年 月 日 作成 住 所

年 月 日 備付 信用金庫連合会名

理 事 長 氏 名

1. 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資 産 の 種 類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	期末帳 簿価額	減価償 却累計 額	償 却 累計率
有 形 固 定 資 産 建 物 土 地 使 用 権 資 産 建 設 仮 勘 定 そ の 他 の 有 形 固 定 資 産							%
有形固定資産計							
無 形 固 定 資 産 ソ フ ト ウ ェ ア の れ ん 使 用 権 資 産 そ の 他 の 無 形 固 定 資 産							
無形固定資産計							

(記載上の注意)

1. 資産の種類については、重要性に応じて適宜区分して記載すること。
2. 当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「期末帳簿価額」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。
3. 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載すること。

(2) 引当金

(単位：百万円)

区 分	当期首 残 高	当 期 増加高	当期減少高		当 期 末 残 高	計上理由 及び算定 方法
			目 的 使 用	その他		
貸 倒 引 当 金						
うち個別貸倒引当金						

							()	
							()	
							()	
合 計							()	

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。
2. 「当期増減(△)高」欄には、取得原価について記載すること。また、括弧内に議決権数を記載すること。
3. 重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。

(5) 子会社等に対する金銭債権

(単位：百万円)

会 社 名	当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	当 期 増 減 (△) 高
合 計			

(記載上の注意)

信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。

(6) 子会社等に対する金銭債務

(単位：百万円)

会 社 名	当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	当 期 増 減 (△) 高
合 計			

(記載上の注意)

信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。

(7) その他重要な事項

(記載上の注意)

その他計算書類の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

2. 業務報告に関する事項

(1) 役員等の兼職等(当年度末現在)

役 職 名	氏 名	兼職法人名又は兼業事業名	兼職等先での役 職 名	摘 要

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第35条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び支配人の兼職等先について記載すること。
2. 兼職等する先が金融業を行っている場合は、その旨を摘要欄に付記すること。

(2) 役員等又は役員等の兼職等先との間の取引状況(当年度末現在)

① 役員等との間の取引状況

(単位：百万円)

役 職 名	氏 名	貸 出 金	当期増減 (△)高	債務の保証 又は裏書	当期増減 (△)高

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第35条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員又は支配人と信用金庫連合会との間の取引について記載すること。
2. 「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金若しくは全国連合会債を担保とする貸付金(担保とされた預金及び全国連合会債の額を超えないものに限る。)を除いて記載すること。

② 役員等の兼職等先との間の取引状況

(単位：百万円)

兼 職 等 先 名	貸 出 金	当期増減 (△)高	債務の保証 又は裏書	当期増減 (△)高

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第35条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び支配人の兼職等先と信用金庫連合会との間の取引について記載すること。また、役員が兼職等

の認可を受けていない場合であつても、役員が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する株式会社及び資本の100分の50を超える出資口数を有する有限会社と信用金庫連合会との間の取引について記載すること。

- 2.「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金若しくは全国連合会債を担保とする貸付金(担保とされた預金及び全国連合会債の額を超えないものに限る。)を除いて記載すること。

(3) 役員に対する報酬

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた 報 酬 限 度 額
理 事		
監 事		
合 計		

(記載上の注意)

理事及び監事に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に理事と監事とを区分してそれぞれ金額を記載すること。

(4) その他の重要な事項

(記載上の注意)

その他業務報告の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。